公益社団法人岸和田青年会議所定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人岸和田青年会議所(英文名 Junior Chamber International Kishiwada)と称する。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を大阪府岸和田市に置く。

第2章目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、地域社会における政治・経済・社会・文化等に関する諸問題を調査研究し、国内諸団体と協力して日本経済の正しい発展を図るとともに、会員の連携と指導力の啓発に努め、国際青年会議所機構を通じ、国際的理解及び親善を助長し、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
 - (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (3) 会員の指導力開発及び相互の親睦を図るための事業
 - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業は、大阪府において実施する。

(運営の原則)

- 第 5 条 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行 わない。
 - 2 この法人は、これを特定の政党のために利用しない。

第3章 会員及び会費

(会員の種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の4種とし、その資格は、当該各号に定めるとおりとし、 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財 団法人法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 岸和田市内及びその近郊に居住し、又は勤務する満20才以上40才未満の品格ある青年で、この法人の目的に賛同する個人。
 - ただし年度中に満40才に達したときでも、その年度中は正会員とする。
- (2) 特別会員 正会員であった者で、満40才に達した日の属する年の翌年以降において、 この法人の会員となることを希望する個人。
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった個人で、社員総会において決定された者。
- (4) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、その事業の発展に助成することを望む個人又は団体。

(入 会)

- 第 7 条 この法人の正会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦を得て所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
 - 2 特別会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の承認を得なければならない。
 - 3 理事会は、この法人に功労があった者を名誉会員として入会させることができる。 (正会員の権利及び義務)
- 第 8 条 正会員は、この定款に別に規定するもののほか、この法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有し、また定款その他の規程を遵守し、この法人の目的達成に必要な活動を行う義務を負う。その他会員の義務に関する事項は、総会において別に定める。

(退 会)

- 第 9 条 この法人を退会しようとする会員は、原則として退会届を理事長に提出しなければならない。
 - 2 会員が死亡又は解散したときは、退会したものとみなす。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総正会員の同意があったとき。

(除 名)

- 第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員数の3分 の2以上の決議によりこれを除名することができる。
 - (1) この定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、その設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - (3) この法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき。

- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項の規定により、正会員を除名しようとする場合は、その会員に対し、総会の日から1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 特別会員が第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議に より当該会員を除名することができる。
- 4 前 3 項の規定により除名決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。 (休 会)
- 第12条 正会員がやむを得ない事由により各種会議及び行事に出席できないときは、理事 会の承認を得て、休会することができる。ただし、会費の納入義務は免れない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 会員は、その資格を喪失しても、未履行の義務は、これを免れない。
 - 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金及び会費は、これを 返還しない。

(会費及び入会金)

- 第14条 正会員及び特別会員は入会に際して入会金を納入し、また正会員は会費を毎年所 定の期日までに納入しなければならない。
 - 2 前項の会費ならびに入会金の額は総会において定める。
 - 3 賛助会員は総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返環)

第15条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他の搬出金品は返還しない

第4章 総会

(総会の構成及び種類)

- 第16条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
 - 3 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(権 限)

- 第17条 総会は、次の各号について決議する。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 役員及び顧問の選任又は解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 解散及び残余財産の処分
 - (6) 長期借入金の借入れ及び重要な財産の処分又は譲受け

(7) 前各号に定めるほか、法令又はこの定款で別に定める事項

(開催)

- 第18条 通常総会は、毎年3月、8月及び11月の3回開催する。
 - 2 毎年3月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
 - 3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して開催の請求が理事会にあったとき。
 - (3) 監事から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(招 集)

- 第19条 総会は、前条第3項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から3 0日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の10日前までに正会員に通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第20条 総会の議長は、理事長又は正会員の中から理事長の指名した者がこれに当たる。

(定 足 数)

第21条 総会は、総正会員の議決権の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第22条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款で別に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権の過半数の同意でこれを決する。

(書面による議決権の行使等)

- 第23条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。
 - 2 前項の場合において、前2条の規定の適用については、その正会員は出席した ものとみなす。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(議事録)

- 第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議事録には、議長、理事長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署 名人2人が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 この法人は、総会の日から10年間、議事録をその主たる事務所に備え置かな ければならない。

第5章役員等

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

理事 11名以上17名以内

監事 2名又は3名

- 2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(選 任 等)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2 理事長、副理事長、専務理事及び理事は、正会員のうちから選任する。
 - 3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって選定する。但し、理事 長選定にあたっては、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当 該候補者を選定する方法によることができる。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で 定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。 また、監事についても同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。また、監事についても同様とする。
 - 6 その他役員の選任に関して必要な事項は規則において定めることとする。

(理事の職務及び権限)

- 第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の 業務の執行を決定する。
 - 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があると きは、理事会があらかじめ指定した順序により、その業務執行に係る職務を代行す る。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、庶務を総括処理する。

5 理事長、副理事長、専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、 自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の 業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 - 5 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に 対し、理事会の招集を請求する事ができる。
 - 6 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合は、その請求をし た監事は、理事会を招集することができる。

(役員の任期)

- 第30条 理事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年 の1月1日に就任し、その年の12月31日に任期が満了する。
 - 2 監事として選任された者は、補欠として選任されたものを除き、選任された翌年 の1月1日に就任し、選任された翌々年の12月31日に任期が満了する。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は第26条に定める定足数に足りなくなるときは、任期満了又は 辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事 の権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第31条 役員は、総会の決議によって解任することができる。
 - 2 役員を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(直前理事長及び顧問)

- 第32条 この法人に、直前理事長1名及び顧問若干名(以下「直前理事長等」という。)を 置くことができる。
 - 2 直前理事長は、前年の末日において理事長であった者がこれに当たり、理事長 として職務を行った経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
 - 3 顧問の選任に関しては、第27条第1項の規定を準用する。

- 4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
- 5 直前理事長等の任期については、第30条1項の規定を準用する。

(報 酬)

第33条 役員及び直前理事長等は無報酬とする。

(責任の免除)

第34条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の限度となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第35条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 その他理事会に関する事項は、この定款に定める事項を除き、総会において別 に定める。

(権 限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) その他法令及びこの定款で別に定める事項

(種類及び開催)

- 第37条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。
 - 2 定例理事会は毎月1回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して理事長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を 理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした 理事が招集したとき。
 - (4) 第29条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又はその請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

- 第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招 集する場合及び同項第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。
 - 2 理事長は、前条第3項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求 があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければな らない。
 - 3 理事会を招集する者は、理事会の日の5日前までに、各理事、各監事及び顧問 に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長若しくは理事の中から理事長が指名した者がこれに当たる。

(定 足 数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決 議)

第41条 理事会の決議は、この定款で別に定めるものの他、決議に加わることのできる理 事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示を したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとす る。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議事録が 書面をもって作成されているときは、出席した理事長及び監事は、これに署名又は 記名押印しなければならない。

第7章 例 会

(例 会)

- 第44条 この法人は、毎月1回以上例会を開催する。
 - 2 例会の運営については、理事会の決議により定める。
 - 3 例会の構成員は、すべての正会員とする。
 - 4 例会には、特段の権限を与えない。

第8章 室及び委員会

(室の設置及び構成)

- 第45条 この法人は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議するために室を設置する ことができる。
- 2 室は、室長1人をもって構成し、室長は理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て 委嘱する。

(委員会の設置及び構成)

- 第46条 この法人は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議又は実施するために委員 会を置く。
 - 2 委員会は、委員長1名、副委員長若干名、監事若干名及び委員若干名をもって 構成する。
 - 3 委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
 - 4 委員会は、議事録を作成しなければならない。
 - 5 委員会には、特段の権限を与えない。
 - 6 その他、委員会に関する事項は、総会において別に定める。

第9章 資産及び会計

(財産の管理及び運用)

第47条 この法人の資産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議による。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。 (事業計画及び収支予算)

- 第49条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した 書類は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、 総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
 - 3 前2項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間 備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

- 第50条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを 記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残 額を算定しなければならない。

第10章事務局

(事 務 局)

- 第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 専務理事は、事務局を統轄する。
 - 3 事務局には職員を置くことができる。
 - 4 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て決 定する。

第11章 情報公開、個人情報の保護及び公告

(情報の公開)

第53条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財 務資料等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第54条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報 に掲載する方法による。

第12章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

- 第56条 この定款は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。
 - 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
 - 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合 併 等)

第57条 この法人は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、他の 一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることが できる。

(解 散)

第58条 この法人は、総会において総正会員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第59条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には総会の決議を 経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又 は当該合併の日から1ヶ月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業を目 的とする他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号 に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第60条 この法人が解散により清算をするときに有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の目的を有する他の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 補 則

(委 任)

第61条 この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により決定する。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は、岩出 善久とする。
- 3 この法人の最初の副理事長は、鳥野 正作及び小井 洋とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は、大島 隆志とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特 例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかか わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日 とする。